様式第1号（第６条の２関係）

事前相談書

令和　　年　　月　　日

神戸市長　宛

 住所

 団体名

 代表者名　　　　　　　　　　　　 印

 連絡先　　　　－　　　－

 担当者

下記補助金の交付について，事前相談します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業の名称 | 神戸市エレベーター防災対策改修補助事業 |
| 補助金の額 | 　　　　　　　　　　　　 　　円 |
| 添付書類 | □付近見取図，配置図，平面図，立面図，及び断面図□事業計画書□その他市長が必要と認める書類　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 対象者（すべて該当すること） | □対象事業を行うことについて総会決議等をした当該建築物の管理組合（一の年度（４月１日から翌年の３月31日までの期間をいう。以下同じ。）において，補助事業の補助を受けている補助事業者を除く。）□暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者。法人等である場合には，当該法人等について暴力団員が役員として又は実質的に経営に関与していないこと。 |
| 対象事業（すべて該当すること） | □神戸市内に存する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）に設けられているエレベーターの防災対策改修であること。□建築基準法第６条第１項（同法第87条の２において準用する場合を含む。）の規定による確認を要するエレベーターの工事でないこと。□共同住宅（住宅の用に供する部分において２以上の区分所有者が存する建築物に限る。以下同じ。）であること。□共同住宅の用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上であり，かつ，３階以上の建築物であること。□長期修繕計画又は維持保全計画を作成された建築物であり，かつ，その中でエレベーターを修繕項目として設定している建築物であること。□構造躯体は，地震に対して安全な構造である建築物であること。□防災対策の全部又は一部についての改修の結果，防災対策の全てについて，エレベーターが建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の関係規定に適合すること。□建築基準法等の規定に適合しないことによる是正指導等を受けていない建築物（当該是正指導等を受けた建築物であって，当該是正指導等に従ったものを含む。）であること。□国，地方公共団体が所有する建築物，又は国，地方公共団体（本市を除く）の設立，出資に係る法人が所有する建築物でないこと。□対象事業に対し，他の国庫補助金が交付されていないこと。□対象事業に対し，申請台数は一の建築物につき１台であること。□エレベーターの補助事業実績報告（是正措置に関し，補助金規則第17条第２項において準用する場合を含む。）は，当該年度の末日までに完了すること。 |
| その他 | □工事を着工していないこと。 |

（注1）補助金の額は，千円未満の端数がある場合においては，その端数を切り捨てた額